

質問に対する回答について

調査等名) 秋田自動車道 黒沢地区用地測量

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	用地測量箇所(0.10 万m ²)を分筆登記するため、95-1 の筆全体を確定させる必要があるでしょうか。	必要ありません。残地部分を測量せずに広大地として分筆登記ができる事を所轄法務局へ確認しています。